

「第二次北海道再犯防止推進計画」の概要（やさしい版）

1 計画の名前

第二次北海道再犯防止推進計画

2 計画の目的

犯罪をして反省している人が、再び罪をおかすことのないよう、立ち直るお手伝い（「再犯防止」といいます。）について、北海道が行う取組をまとめたものです。

3 計画の期間

「令和3年3月～令和6年3月（3年間）」のものを見直し、
「令和6年4月～令和10年3月（5年間）」の新しい計画を作ります。

4 計画の内容

この計画では犯罪をした人が刑務所や少年院から出てきたあと、元気に働いたり、学校に通うなど、再び社会の一員として生活できるように、北海道が関係機関やボランティアの方と協力して取り組み、再び犯罪をする人を少なくすることを目標としています。

番号	項目	取組の内容
1	就労・住居の確保等	働くことや、住む所がなくて困っている人に必要な情報を伝えたり、協力してくれる会社を増やします。
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等	高齢や障がいにより生活が困難な人に保健医療や福祉サービスを提供します。
3	学校等と連携した修学支援の実施等	子どもたちの非行の防止や勉強できる体制を整えます。
4	犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等	飲酒運転や万引き・非行などをやめられるように取組を進めます。
5	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等	ボランティアの活動を応援し、数を増やしたり、表彰したり、北海道の取り組みを道民に伝えます。
6	地域による包摂を推進するための取組	国や市町村、ボランティアと協力して再犯防止に取り組めます。

6 新しい計画のポイント

新しい計画では、特に次のことにしっかり取り組んでいきます。

地域による包摂を推進するための取組	・北海道は広域自治体として、道内の市町村に対して支援し、つながりを強めて、犯罪をした人の立ち直りの応援を進めます。
-------------------	---

7 意見の出し方

スマホやパソコンなどで、簡単に手続きができます。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomoikenkeikaku.html>

